

複合型居住施設や特定共同住宅等に関する省令等の公布について
(平成22年2月5日、平成27年2月27日)

近年、共同住宅の一部を利用して小規模なグループホーム等の福祉施設を開設する例が増加しています。既存の共同住宅にこれらの施設が入居した場合、防火対象物全体として、消防法施行令別表1(16)項イとして判定され、新たに共同住宅部分についても消防用設備等の設置・改修が必要となるため、緩和措置として所要の制定及び改正が行われました。

省令の制定

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

平成22年2月5日総務省令第7号・・・公布、即時施行

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

平成22年2月5日総務省令第8号・・・公布、即時施行

平成27年2月27日総務省令第10号・・・平成27年4月1日より施行

自動火災報知・誘導灯設備の緩和条件(省令第7号)

適用できる防火対象物(複合型居住施設)

令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が500㎡未満でかつ、(5)項口並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物(有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム及び障害者ケアホーム・グループホームに限る)の用途のみが存するもの。(特定一階段等防火対象物を除く)

免除部分

自動火災報知設備	共同住宅部分の感知器(この場合において、受信機が設けられていないシステムにあっては感知器の免除は不可)。
誘導灯	地階、無窓階及び11階以上の階以上の部分を除く共同住宅等の部分

注)自動火災報知設備については、上記による感知器免除のほか、居住型福祉施設の部分が300㎡未満である場合には、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することが可能

一定の防火区画を有すること

a	居室を、準耐火構造(3階以上の場合は、耐火構造)の壁及び床で区画されていること。
b	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料(地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料)でされていること。
c	区画する壁及び床の開口部は、防火戸(3階以上の場合は、特定防火設備である防火戸。防火シャッターを除く。)で、一定の構造のものを設けていること。
d	cの開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
e	主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下又は階段に面していること。

スプリンクラー設備の緩和条件(省令第8号)

適用できる防火対象物(複合型居住施設)

令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、(5)項口並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物(有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム及び障害者ケアホーム・グループホームに限る)の用途のみが存するもの。

免除部分

スプリンクラー設備	10階以下の部分(居住型福祉施設の部分を除く。)
-----------	--------------------------

一定の区画の要件

a	居室を、準耐火構造(3階以上の場合は、耐火構造)の壁及び床で区画されていること。
b	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料(地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料)でされていること。
c	区画する壁及び床の開口部は、防火戸(3階以上の場合は、特定防火設備である防火戸。防火シャッターを除く。)で、一定の構造のものを設けていること。
d	cの開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
e	区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であること。

スプリンクラー設備の緩和条件(省令第10号)

適用できる防火対象物(複合型居住施設)

小規模特定用途複合防火対象物(令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の十分の一以下であり、かつ、300㎡未満であるものをいう。)

免除部分

スプリンクラー設備	10階以下の階のうち、次に掲げる部分 ・(6)項口(1)及び(3)の用途に供される部分以外 ・(6)項口(2)、(4)及び(5)の用途に供される部分(第12条の3に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあっては、床面積が275㎡以上のものに限る。)以外
-----------	--

改正事項
特定共同住宅等の定義(省令40号通知の取り扱い)

従来の定義		新たな定義
令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物 火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。	➡	令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物 火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。 + 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で以下に該当するもの 条件① 同表第1(5)項口並びに(6)項口及びハ(※)の用途以外の用途に供する部分が存しないこと 条件② 同表第1(6)項口又はハの部分の各独立部分の床面積が100㎡以下 火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。

(※)：有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム・ケアホームに限る

省令40号通知の取り扱い(省令第8号・省令第10号) 福祉施設等部分の取り扱い

特定共同住宅等の種類		必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等				通常用いられる消防用設備等								
構造類型	階数	住宅用消火器具及び消火器具	住戸用自火報設備及び共同住宅用非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備	共同住宅用スプリンクラー設備（注2）	消火器具	自動火災報知設備	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備	屋内消火栓	スプリンクラー設備	非常警報器具又は非常警報設備	避難器具	誘導灯及び誘導標識
二方向避難型	5階建以下		○注1		○		×	×	×	×	×	×		
	6階～10階建以下			○	○		×	×	×	×	×	×		
	11階建以上			○	○		×	×	×	×	×	×		
開放型	5階建以下		○注1		○		×	×	×	×	×	×		
	6階～10階建以下			○	○		×	×	×	×	×	×		
	11階建以上			○	○注4		×	×	×	×	×	×		
二方向避難開放型	10階建以下		○注1		○		×	×	×	×	×	×		
	11階建以上			○	○注5		×	×	×	×	×	×		
非二方向避難非開放型	10階建以下			○	○		×	×	×	×	×	×		
	11階建以上			○	○		×	×	×	×	×	×		

福祉施設等部分には政令とおりの設置を示す

- 表中の○印を一式設置することで、×印設備が免除できます。また、一部の設備だけを選択することはできません。
(ただし、「通常用いられる消防設備等」において、空欄は政令にもとづく設備設置が必要です。)
- 注1 どちらか一方の設備を選択できます。
- 注2 共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合でも、共同住宅用自動火災警報設備及び住戸用自動火災警報設備の免除を行うことはできません。
10階以下の特定福祉施設等は、水道連結スプリンクラー設備を設置することで共同住宅用スプリンクラー設備を免除できます。
- 注3 11階以上の階に設置するもの及び10階以下の特定福祉施設等に設置するもののみ免除できます。
10階以下の特定福祉施設等以外の部分は政令の基準にもとづき設置する必要があります。
- 注4 内装制限をおこなった場合は共同住宅用スプリンクラー設備の免除ができます。(11階以上14階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。)
- 注5 内装制限をおこなった場合は共同住宅用スプリンクラー設備の免除ができます。(11階以上の部分に限り、福祉施設等を除く。)
- 注6 特定福祉施設等に設置するもののみ免除できます。
- 上記表にある設備のほか、共通項目として、「共同住宅用連結送水管、共同住宅用非常コンセント設備」があります。この2つの設備は階段室型のみ設置することができます。